

(写)

平成30年(2018年)2月13日

箕面市長 倉田哲郎様

箕面市保健医療福祉総合審議会  
会長 黒田研二

### 地域保健及び地域福祉の施策について(答申)

標記のことについて、平成28年(2016年)11月24日付け箕健政第216号をもって箕面市長から諮問のありました「地域保健及び地域福祉の施策について」のうち、「第7期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「第5期箕面市障害福祉計画・第1期箕面市障害児福祉計画」に関し、本審議会において慎重に調査・審議いたしました結果、別添のとおりとりまとめましたので、下記の意見を附して答申いたします。

### 記

戦後生まれの人口規模が大きい世代が高齢者年齢を迎えたことに伴う高齢者世帯や社会構造・経済状況の変化により、生活困窮などの課題を抱えた世帯が増加しています。

このような状況をふまえて、国においては、複合化した課題を抱える世帯や個人を支援するため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

その取組のひとつとして、「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者や子どもなど生活上の困難を抱えるかたが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現するために、2017年度(平成29年度)に社会福祉法等が改正されたところです。

箕面市においては、2025年に4人に1人が高齢者という超高齢社会となり、すべての団塊の世代が75歳以上となっていくことから、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者がさらに増加することが予測されます。また、今後10年は、箕面市の人口増に併せて、障害者の増加も予想されます。これら対象者の増加は、高齢・障害サービスの需要がさらに増大することを示唆するものです。

以上の状況をふまえ、今回の「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」においては、地域共生社会の推進と地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進により、高齢者が生きがいを持って安心して生活できる環境の実現に向け取り組むことが必要です。また、「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」においては、障害者総合支援法等の改正による新しいサービスが創設されることをふまえ、サービス基盤の整備を積極的かつ主体的に進めるとともに、ハード・ソフト両面に渡る社会的障壁の除去に努め、障害者が住み慣れた地域で、その人らしく生活できるよう取り組むことが必要です。両計画の実績評価・進捗管理については、関係機関等と議論を進め、広く市民への周知が必要であると考えます。

なお、それぞれの計画策定・推進にあたって、特に留意すべき事項は次のとおりです。

## **共通 高齢者・障害者両施策に関すること**

### **地域包括ケアシステムと地域共生社会の実現**

第7期計画における日常生活圏域の見直し及び市直営地域包括支援センターの開設を最大限に活用するとともに、国が求める日常生活圏域ごとの生活支援コーディネータ機能及び協議体等の取組を充実させ、地域住民相互による支え合い活動と連携した地域包括ケアシステムを推進することが肝要です。

なお、地域包括ケアシステムは、高齢者の在宅での自立生活を支える仕組みとして提唱され構築が進められてきましたが、高齢者のみならず、障害はもとより疾病、就労、家族の状況など様々な要因により何らかの生活課題を抱えているすべての市民を対象に地域包括支援センターを核とした暮らしをサポートする仕組みの構築を進める必要があります。

また、地域における日常生活課題の解決に向けて、地域の多様な住民により支える「我が事・丸ごと」の意識の醸成を進め、地域共生社会の実現をめざしていく必要があります。

## **高齢者施策に関すること**

### **1. 在宅医療と介護の連携**

医療・介護ニーズの高い高齢者が自宅に戻ってくるケースが今後ますます増加すると見込まれます。こうしたかたの在宅生活を支えるためには、在宅での看取りを視野に入れ、在宅医療の基盤充実とともに、在宅医療と介護の連携が必要です。入院施設から退院後の療養生活へスムーズに移行し、関わる多職種

者間の連携を強化し、病状の変化に対応できる後送病院を確保するなど、在宅医療を支えるために市内の医療・介護サービス支援体制の整備に向けて必要となる具体的な取組を実施することが重要です。

## **2. 自立支援・重度化防止等に資する施策の推進**

介護保険制度の基本理念のひとつである「自立支援」をめざし、「自立支援、介護予防・重度化防止等の取組」を積極的に推進し、元気な高齢者を増やし、要支援・要介護認定率の上昇を抑制することにより、高齢者のQOLが向上するとともに、介護サービスにかかる費用の軽減が図られ、結果として介護保険料の上昇を抑制することが可能になります。そのためには、計画で設定した目標をPDCAにより着実に実施していくことが必要です。

## **障害者施策に関すること**

### **1. 市内サービス基盤の整備**

障害者総合支援法の改正により、「就労定着支援」、「自立生活援助」、「居宅訪問型児童発達支援」及び「共生型サービス」といった医療的ケア児や高齢障害者を含む様々な状態像のかたの地域生活を支援するサービスが新たに創設されます。2018年(平成30年)4月からの施行にあたっては、法改正の趣旨をふまえ、円滑に各サービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備を図るとともに、制度の周知に努める必要があります。

また、2025年を見据えた中・長期的な視点での施設整備目標を示した「重度障害者のための生活介護事業所整備構想(たたき台)(2017年(平成29年)6月策定)」に基づき、本計画期間中においても、新施設の整備を早急に進め、地域生活支援拠点の整備と併せて障害者の日中活動の場のさらなる充実に努める必要があります。

### **2. 社会的障壁の除去**

障害者権利条約の批准等により、障害者の社会的障壁の除去がより一層求められています。2016年(平成28年)に障害者差別解消法が施行され、様々な場面における合理的配慮の提供が進められています。

箕面市においても、地域の障害者理解や差別解消、合理的配慮の提供促進に努める必要があります。

なお、2017年(平成29年)から検討を進めている、ろう者等聴覚障害者をはじめとする意思疎通に困難を抱える障害者に対する支援等に関する条例については、引き続き障害者市民施策推進協議会等で丁寧に検討を進めるべきと考えます。